



いじめ防止対策推進法に基づく

学校いじめ防止基本方針

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに対する本校の基本認識
- 3 いじめの未然防止のための取組
- 4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組
- 5 いじめ問題に取り組むための校内組織
- 6 いじめへの対処
- 7 いじめの解消について
- 8 重大事態への対処
- 9 地域や家庭との連携
- 10 いじめ対応マニュアル
- 11 重大事態発生時対応マニュアル」

(令和5年1月 改定)



所沢市立西富小学校

西富小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響**を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じている**ものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

2 いじめに対する本校の基本認識

- ①いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものであるという認識を持つ。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人に気づかれにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側に問題があるという見解は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴力（傷害罪）、恐喝（脅迫罪、侮辱罪）、強要等の刑事法規に抵触する場合もある。
- ⑥いじめは、学校や教職員の児童生徒観、指導の在り方が問われる問題でもある。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨いじめは、担任一人で抱え込まず、学校組織として対応し、必要に応じて諸機関との連携を図る。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 全校集会・学級活動

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行う。

② 道徳

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という道徳的価値を理解し、道徳的実践力を育成する。いじめに対する認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

③ 人権

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させる。

東日本大震災により被災した児童、又は原子力発電所事故により避難している児童に対しては、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させる。

④ 情報モラル

情報モラルに関する関係機関と連携し、児童・保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メールやライン等）やインターネットを適切に使用する能力・態度を育成する。

一人一台配付されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。

特に SNS やオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していく。

（２）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・スマイル班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

４ いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

（１）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「さわやか相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「ともだちアンケート」を定期的に行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントや

SOS の出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努める。

- ⑥ 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑦ 援助を求めるのが苦手ないわゆる「目立たない児童生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに間を配り、児童生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、さわやか相談員や養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ 初期段階から速やかに対応するように、いじめの疑いがあると思われるケースについては、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」をもとに、いじめの有無・対応を確認するように指導をする。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめホットライン」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③ 市のスクールソーシャルワーカーが家庭や学校、友人関係、地域社会など、子供たちを取り巻く環境へ働きかけたり、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を活用し、子供たちの心の問題を解決したりするなど、多くの目で子供たちを見守る。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

月 1 回生徒指導委員会で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、さわやか相談員によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童

相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的にを行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行う。緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、いじめ対策プロジェクトチームを開催する。いじめ対策プロジェクトチーム参加メンバーは、校長、教頭、教務主任、キーパーソン、PTA会長、学年委員長、安全安心な学校と地域づくり支部代表、場合により、所沢警察署、主任児童委員、所沢市教育委員会等の出席をお願いする。

6 いじめへの対処

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

上記参照

(2) 教育相談の充実

① 児童が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり、児童が相談する時間帯や場所を工夫したり、児童が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。

② 多面的な生徒指導体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会・教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会・ケース会議に校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。

(3) いじめる側の児童への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別に働きかけを行う。また、暴力や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応する。

② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努める。

③ 加害児童に対する成長支援

いじめの加害児童に対する成長の視点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるように周知する。

7 いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当な期間とは、**少なくとも3カ月**を目安とする。ただ

しいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要と判断される場合には、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

（２）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するために、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対策プランを策定し、実行する。

8 重大事態への対処

（１）重大事態の概要

以下のものを重大事態とする

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

（２）重大事態の報告

「重大事態」の意味を全関係者が理解しておくとともに、いじめにより重大な被害が生じたという場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告をする。

（３）調査の実施

調査の主体については、学校主体の調査とするか、教育委員会主体の調査とするかを、教育委員会が判断する。（「所沢市 いじめ対応マニュアル」に沿って対応をする。）

（４）調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告する。

9 地域や家庭との連携

(1) 学校の取り組み

①保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

西富小学校の学校生活やいじめの実態、対応策方針について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

②学校間及び地域との一層の連携

小中連携や小小連携の視点から、適切な時期に異校種、同校種間でいじめに係る情報関連を行う。また、卒業、転出入における情報連携は、特に丁寧に行う。その際、必要に応じて、地域関係者(民生委員・児童委員・主任児童委員等)との連携も図っていく。

(2) 保護者の役割

①規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要がある。

心理的・身体的に苦痛を感じる具体例

- ① 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- ② 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる(パシリ)」などを強要する行為
- ③ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感ぜさせるあだ名」など言葉による行為
- ④ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為
- ⑤ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- ⑥ SNSやオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

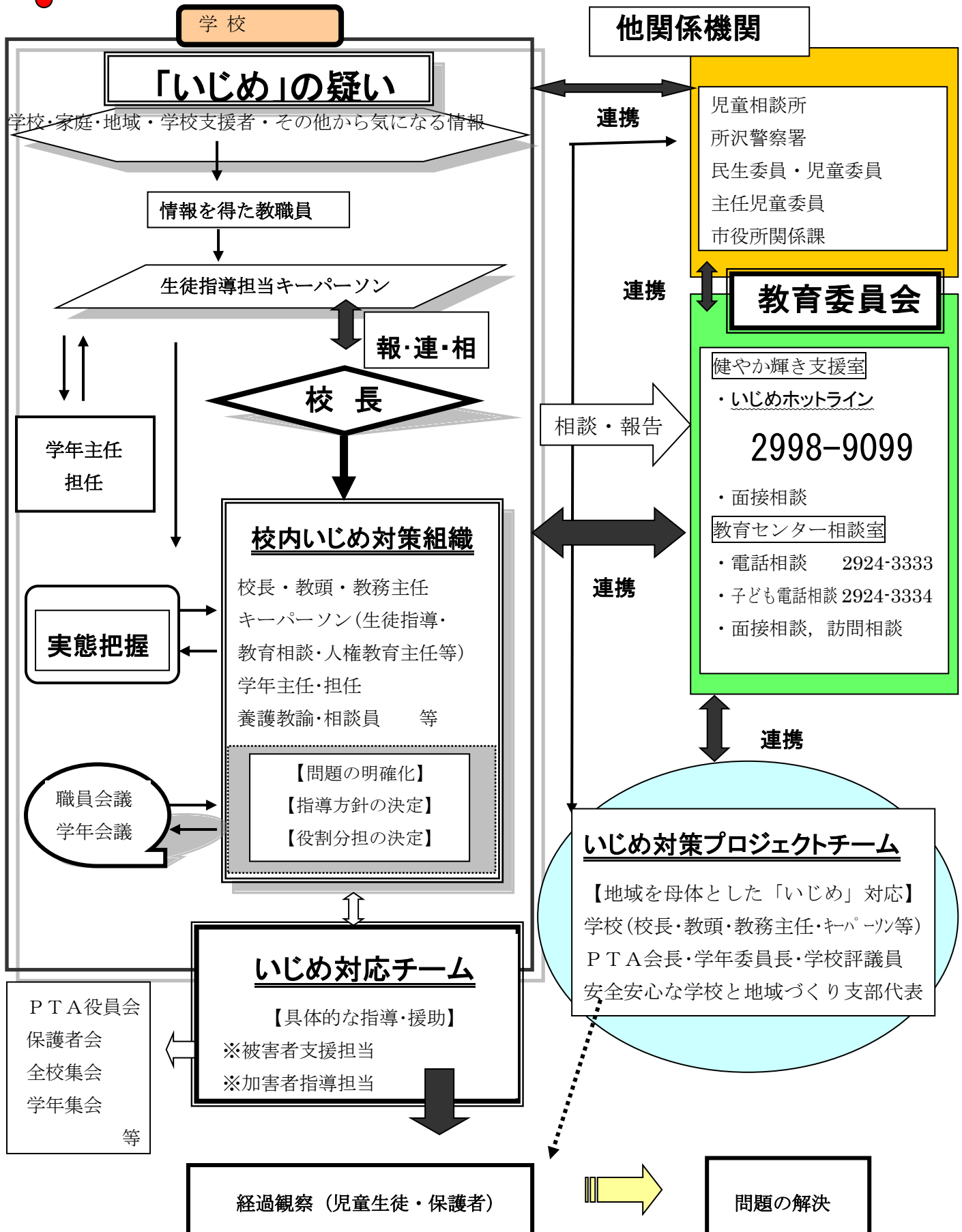
②いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、いじめの加害者から離す、学校へ通報する、警察や児童相談所へ相談すること等、保護する必要がある。

③関係機関と協力すること

いじめの防止等の対策において、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組むため、家庭内だけで悩みを抱え込まず、学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく。

いじめ対応マニュアル（西富小）



重大事態発生時の対応

